



護保險運



65歳以上の方に介護保険料の仮徴収額の通知を郵送しました



仮徴収とは、今年度の住民税課税状況等がまだ確定していないため、前年度の住民税課税状況等をもとに仮 で保険料段階を算定し、その年額のおおよそ2分の1を、4・6・8月の3回で納めていただくものです。 その後、本徴収として、今年度の住民税課税状況等をもとに確定した年額から仮徴収額を引いた残りの額を、 3回に分けて納めていただきます。本徴収額は 7 月中旬ごろにお知らせします。

平成31年度

収 仮

収

1期(4月)

2期(6月)

3期(8月)

4期(10月)

5期(12月)

6期(2月)

平成30年度の住民税課税状況等をもとに仮に算定 した年額のおおよそ2分の1を3回に分けて納付

平成31年度の住民税課税状況等をもとに確定した 年額から仮徴収額を引いた残りを3回に分けて納付

○特別徴収(年金天引)の場合の例

第4段階(年額67,600円)と算定された場合

※年額の100円未満を切り捨てた納付額

30年度6期 (2月)	
11,200円	同額

31年度 仮徴収					
1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)			
11,200円	11,300円	11,300円			
仮徴収額=67.600円×2分の1=33.800円					

*1期分は前年度6期分と同額 *2:3期分は仮徴収額から1期分を 引いた残りを2分の1ずつ

※上の例で、普通徴収(納付書納付・口座振替)の場合

1.2.3期分は仮徴収額の3分の1ずつ(33.800円×3分の1≒11,200円ずつ)となります。

	保険料段階	対 象 者	保険料率 (×基準額)	年額
介	第1段階	・生活保護を受けている人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と その他の合計所得金額 (※) の合計が 80 万円以下の人	0.45	33,804円
介護保険	第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.7	52,584円
料 (平成30	第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	0.75	56,340円
	第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、 前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	67,608円
	第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、 前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	75,120円
年度	第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(※)が 120 万円未満の人	1.2	90,144円
	第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	1.3	97,656円
ġ	第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	1.5	112,680円
年間	第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の人	1.7	127,704円
問	第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 640 万円未満の人	1.9	142,728円
	第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 640 万円以上 800 万円未満の人	2.2	165,264円
	第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.4	180,288円

^{※「}合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合は、それにかかる特別控除額を差し引いた額を適用します。 ※「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から年金収入にかかる所得を差し引いた金額のことです。 ※年間保険料を計算した結果、年額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が納付額となります。

おたずね/高齢者福祉課 ☎21-6972

平成31年度 出雲市職員採用試験【前期試験】



※1 2019年10月1日に採用する場合あり

※2 2019年10月1日採用

◆申込書受付期限/5月15日(水) ◆第1次試験/6月23日(日)

- bro == 4	採用予定	受	験 資 格
試験区分	人員	生年月日 (2020年4月1日現在の満年齢)	学歴・経験・免許・資格等
行 政	10名 程度	平成4年4月2日~ 平成10年4月1日生まれ (満22歳~満27歳)	・学歴等は問いません。
行 政 (埋蔵文化財 保護調査等)	若干名	昭和61年4月2日~ 平成10年4月1日生まれ (満22歳~満33歳)	・次のいずれかに該当する人 ①学校教育法による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は大学院において、考古学に関する課程を専攻して卒業(修了)した人(2020年3月31日までに卒業(修了)する見込みの人を含む。以下同じ。)かつ、埋蔵文化財発掘調査の経験がある人 ②学校教育法による大学又は大学院において、歴史学に関する課程を専攻して卒業(修了)し、かつ、埋蔵文化財発掘調査の経験がある人 ③埋蔵文化財発掘調査の経験があり、かつ、発掘調査報告書の執筆経験もしくは考古学又は歴史学に関する論文発表、研究発表の実績がある人
保健師	若干名		・学歴等は問いません。 ・保健師免許を有する人(2020年3月末までに 行われる国家試験により当該免許を取得する 見込みの人を含む。)
土木技師 ※ 1	8名程度	3名程度 ・学歴等は問いません。	
土木技師 ※ 1		平成10年4月2日~ 平成12年4月1日生まれ (満20歳~満21歳)	
行 政 (身体障が い者対象) ※2	若干名	昭和55年4月2日~ 平成14年4月1日生まれ (満18歳~満39歳)	・学歴等は問いません。 ・身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業 医による障害者の雇用の促進等に関する法律 別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・ 意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若 しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫又は肝臓の機能の障害については、 指定医によるものに限る。)の交付を受けてい る人 ・活字印刷文による出題に対応できる人(今回 の試験では、採用後に就く業務の内容なるた め、点字による試験問題は用意していません ので、ご了承ください。) ※高校在学中の人は、後期試験(第1次試験: 9月22日実施予定)を受験してください。
	行 (埋護調 (保護調 (保護調 (保健) (保護) (保護) (保護) (保護) (保護) (保護) (保護) (保) (保) (保) (保) (保) (保) (保) (保) (保) (保	行政 10名度 行政 10名度 若干名 若干名 基十名 若干名 基十次 表子名 基十名 表子名 基本 表子	大田子正

- ■採用予定人員は、変更する場合があります。
- ■試験の実施要項・申込書類は、出雲市役所人事課で配付をしています。また、市ホームページにも 掲載していますのでご覧ください。
- ■【後期試験】行政(高卒程度・実務経験者・身体障がい者対象)、土木技師(高卒程度)、幼稚園教諭 (短大卒程度)、消防吏員は、第1次試験を9月22日(日)に実施する予定です。 詳細については、広報いずも8月号(7月19日発行)でお知らせします。
- ■総合医療センター(医療職)の試験については別途広報いずもでお知らせします。

◇おたずね/人事課 ☎21-6797